

31循環第585号
令和元年10月24日

一般社団法人愛知県産業廃棄物協会会長 殿

愛知県環境局長
(公印省略)

ポリ塩化ビフェニル汚染物等の該当性判断基準について (通知)

「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」(環循規発第1903283号・環循施発第1903281号)は、平成31年3月29日付け30循環第845号で貴職あて通知したところですが、このたび、令和元年10月11日付け環循規発第1910112号及び環循施発第1910111号で、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から、別添のとおり、同通知を廃止するとともに、改めて通知がありました。

については、貴協会会員へ周知下さいますようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課
廃棄物監視指導室 指導グループ
電 話 052-954-6237(ダイヤルイン)
ファクシミリ 052-953-7776